

議案第 22 号

旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

旭市長 米本 弥一郎

旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

旭市児童遊園設置条例（平成17年旭市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中井戸野児童遊園の項、広原仲児童遊園の項及び並木町児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。